

新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>○補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、第2号の知事が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書(様式第1号別記)の提出を省略することができる。</p> <p>なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>交付申請者が国及び地方公共団体以外の者である場合にあっては、当該交付申請者が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書(様式第1号の2)</u></p> <p>(2) 前号に掲げる書類のほか、知事が別に定める書類</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者(以下「暴力団等」という。)のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。</p> <p>なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。</p> <p>(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員</p> <p>(2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者</p>	<p>○補助金交付要綱</p> <p>(略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、第2号の知事が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書(様式第1号別記)の提出を省略することができる。</p> <p>なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該交付申請者が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨並びに地方自治法第221条第2項及びこの要綱第15条の規定に基づき県が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約書(様式第1号の2)</u></p> <p>(2) 前号に掲げる書類のほか、知事が別に定める書類</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者(以下「暴力団等」という。)のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。</p> <p>なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。</p> <p>(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員</p> <p>(2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者</p>

現 行	改 正 後
<p>2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。</p> <p>なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) <u>第3項</u>の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに県知事に報告するとともに、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>(3) 補助金を<u>直接若しくは</u>間接にその財源の<u>全部若しくは</u>一部とする給付金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる<u>事務若しくは</u>事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、<u>第1号及び第2号</u>の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。</p> <p>3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>4 前項の通知は、第14条第3項の規定により概算払に係る請求を統合する場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号の2）によるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（交付決定の取消し）</p> <p>第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p>2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。</p> <p>なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) <u>次項</u>の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに県知事に報告するとともに、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>(3) 補助金を<u>直接又は</u>間接にその財源の<u>全部又は</u>一部とする給付金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる<u>事務又は</u>事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、<u>前2号</u>の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。</p> <p>3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>4 前項の通知は、第14条第3項の規定により概算払に係る請求を統合する場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号の2）によるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（交付決定の取消し等）</p> <p>第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>

現 行	改 正 後
<p>(1) <u>この要綱の規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(5) 暴力団等であるとき。</p> <p>2 知事は、前項の<u>取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者</u>に通知するものとする。</p>	<p>(1) <u>法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(5) 暴力団等であるとき。</p> <p>2 知事は、前項の<u>取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者</u>に通知するものとする。</p> <p>3 <u>知事は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合</u>に行うものとする。</p>